

防災体制 認定マンション

制度のご案内  川口市

制度の概要

- 防災体制の整備に積極的な分譲マンションを、市が認定する制度です。
- 達成度に応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階の認定基準があります。
- 認定を受けると、認定証が交付され、広告等に活用できる認定マークを使用できるようになります。
- ご希望により、認定の内容を市ホームページに掲載できます。
- 認定の有効期限は2年間です。

認定制度の
詳細はこちら



申請書類の提出窓口

- 鳩ヶ谷庁舎4階 住宅政策課 ☎ 048-229-7805
(川口市三ツ和1-14-3)



ブロンズ認定



ブロンズ認定の
申請書はこちら

- 下記1～9の項目を全て満たす分譲マンションを、ブロンズ認定します。
- ブロンズ認定申請書（様式第1－1号）に下表1～9の提出資料を添付して、住宅政策課の窓口（鳩ヶ谷庁舎4階）に提出してください。

ブロンズ認定基準			提出書類	✓ 欄
1	防災組織 P10 Q9参照	マンション防災組織が結成されていること。	☐ 防災組織規約等の写し	
2	防災リーダー P10 Q10参照	防災リーダー認定講習及びマンション防災講習を受けた住人が防災組織に属していること。  ■ 防災リーダー認定講習の様子	☐ 防災リーダー認定状況報告書（様式第3号）	
3	防災訓練 P12 Q19参照	毎年1度、マンション主催の防災訓練を行っていること。 ※ コロナウイルス等による開催中止は不問   ■ マンションの防災訓練の様子	☐ 申請日から1年間以内に実施した直近の防災訓練の様子が分かる写真 ☐ 上記防災訓練に関する資料（訓練の案内チラシ、配布資料など）	
4	家具固定 P10 Q11参照	住戸内の家具転倒防止対策の普及啓発を行っていること。   ボール式器具（突っ張り棒） マット式（粘着マット式） ■ 家具固定の例（出典：内閣府HP）	☐ 家具転倒防止対策の普及啓発を行っていることが分かる資料（掲示物、チラシなど）	

ブロンズ認定基準			提出する資料	✓ 欄
5	防災備蓄倉庫 P11 Q12 Q13 Q14参照	防災備蓄倉庫があること。  ■ 防災備蓄倉庫の例	☐ 防災備蓄倉庫の現況写真	
6	飲料水と食料 P12 Q16参照	防災備蓄倉庫内に飲料水と食料の備蓄があること。  ■ 防災備蓄倉庫内の例	☐ 防災備蓄倉庫内の写真 (飲料水と食料の備蓄状況が分かるもの) ※ 給水可能な蛇口付の受水槽などに飲料水を確保している場合 ☐ 受水槽等の写真	
7	災害用 簡易トイレ P12 Q17参照	防災備蓄倉庫内に居住者等全員の1日分以上の災害用簡易トイレの備蓄があること。  ■ 災害用簡易トイレ (出典:避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン (内閣府))	☐ 防災備蓄倉庫内の写真 (災害用簡易トイレの備蓄状況が分かるもの)	
8	非常用の 発電機 P12 Q18参照	非常用の発電機が確保されていること。  ■ 発電機の例	☐ 発電機の写真 (防災備蓄倉庫内に保管されていることが分かるもの)	
9	耐震性 P10 Q7参照	次の①～④のいずれかに該当すること。 ① 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの ② 耐震改修促進法第17条による計画の認定を受けて耐震改修工事を実施しているもの※ ③ 耐震改修促進法第22条による地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けているもの※ ④ 耐震改修工事を計画していること。 ※またはこれに準ずるものとして市長が認めるもの	☐ 次の①～④のいずれか1点 ① 確認済証の写し※ (確認日が昭和56年6月1日以降のもの) ② 耐震改修促進法第17条第3項に基づく認定書及び耐震改修工事の契約書の写し※ ③ 耐震改修促進法第22条に基づく認定書※ ④ 耐震改修工事の計画に関する書類 ※またはこれに準ずるものとして市長が認めるものに関する書類	



シルバー認定

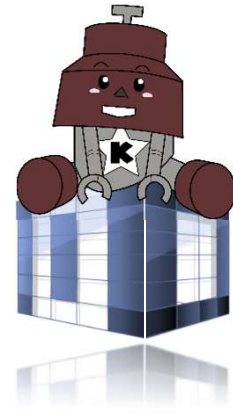


シルバー認定の
申請書はこちら

- ① ブロンズ認定基準（P1～P2）の全て
② シルバー認定基準の項目1～5の中から4項目以上
③ シルバー認定基準の項目6～8を全て
- を満たす分譲マンションを、
シルバー認定します。
- シルバー認定申請書（様式第1－2号）に、P1～P2のブロンズ認定に必要な提出書類、および下表1～8の中から必要な提出書類を添付して、住宅政策課の窓口（鳩ヶ谷庁舎4階）に提出してください。（※ 重複する提出書類は、1部のみ提出）

1
5
の
中
か
ら
4
項
目
以
上

シルバー認定基準			提出書類	✓ 欄
1	地域の防災訓練	近隣地域等の防災訓練へ参加していること。	☐ 近隣地域等の防災訓練に参加したことが分かる書類（訓練の案内チラシ、配布資料、訓練の報告書など）	
2	地域の指定避難所運営 P12 Q20 P13 Q21参照	地域の指定避難所運営に関して連携していること。	☐ 避難所運営マニュアル（防災組織の組織図） 	
3	防災備蓄倉庫の垂直位置 P11 Q12～14参照	防災備蓄倉庫が浸水想定水位以上にあること。P11 Q15参照 ※ 複数の防災備蓄倉庫がある場合、一部の倉庫が浸水想定水位以上であれば可。	☐ 防災備蓄倉庫の現況写真（防災備蓄倉庫が設置されている階数を余白又は裏面に付記すること）	
4	飲料水と食料 P12 Q16参照	居住者等全員の各3日分以上の飲料水と食料の備蓄があること。 ※ 各1日分以上を防災備蓄倉庫内に備蓄していること。	☐ 飲料水と食料の備蓄リスト ☐ 防災備蓄倉庫内の写真（飲料水と食料の備蓄総量が分かるもの） ※ 給水可能な蛇口付の受水槽などに飲料水を確保している場合 ☐ 受水槽等の写真 ※ 防災備蓄倉庫と各住戸の備蓄を合わせて実施している場合 ☐ 各住戸の備蓄量を確認できるリスト	
5	災害用簡易トイレ P12 Q17参照	居住者等全員の3日分以上の災害用簡易トイレの備蓄があること。 ※ 1日分以上を防災備蓄倉庫内に備蓄していること。	☐ 災害用簡易トイレの備蓄リスト ☐ 災害用簡易トイレの備蓄状況の写真 ※ 防災備蓄倉庫と各住戸の備蓄を合わせて実施している場合 ☐ 各住戸の備蓄量を確認できるリスト	



川口市マスコット
「きゅぼらん」

6
7
8
は
必
須

シルバー認定基準			提出する資料	✓ 欄
6	玄関ドア	JIS「A4702面内変形追随性」 「D-3」等級の玄関ドアが 設置されていること。 ※ 住宅性能評価で免震建築物の場合 は省略可。	☐ 玄関ドアのメーカーのカタログ	
			☐ 玄関ドアの納品書	
			☐ いずれか一戸の玄関ドアの現況写真	
7	エレベーター P10 Q8参照	地震時管制運転装置が設置 され、正常に作動しているこ と。	☐ 直近のエレベーターの定期検査 報告書及び検査結果表の写し	
8	耐震性 P10 Q7参照	次の①～③のいずれかに該当 すること。 ① 昭和56年6月1日以降に建築 確認を受けているもの ② 耐震改修促進法第17条に よる計画の認定を受けて耐 震改修工事を実施してい るもの※ ③ 耐震改修促進法第22条に よる地震に対する安全性に 係る基準に適合している 旨の認定を受けているもの※ ※またはこれに準ずるもの として市長が認めるもの	☐ 次の①～③のいずれか1点 ① 確認済証の写し※ ※ 確認日が昭和56年6月1日以降のもの ② 耐震改修促進法第17条第3項に基づく 認定書及び耐震改修工事の契約書の 写し※ ③ 耐震改修促進法第22条に基づく 認定書※ ※またはこれに準ずるものとして市長が認め るものに関する書類	



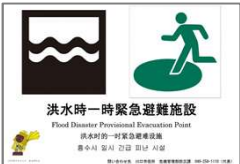
ゴールド認定



ゴールド認定の
申請書はこちら

- ① ブロンズ認定基準（P1～P2）の全て
 - ② シルバー認定基準（P3～P4）の項目1～3及び5の中から3項目以上
 - ③ シルバー認定基準（P3～P4）の項目6～8を全て
 - ④ ゴールド認定基準の項目1～4を全て
- を満たす分譲マンションを、
ゴールド認定します。

■ ゴールド認定申請書（様式第1～3号）に、P1～P2のブロンズ認定に必要な提出書類、P3～P4のシルバー認定に必要な提出書類、および下表1～4の中から必要な提出書類を添付して、住宅政策課の窓口（鳩ヶ谷庁舎4階）に提出してください。（※重複する提出書類は、1部のみ提出）

ゴールド認定基準		提出書類	✓欄
1	洪水時の協定 P13 Q22参照	洪水時の一時緊急避難施設の協定を市と締結していること。 	書類の提出は不要です。
2	防災リーダー P10 Q10参照	マンション防災組織の班長以上が全員防災リーダー講習及びマンション防災講習を受けていること。	☐ 防災リーダー認定状況報告書
3	飲料水と食料 P12 Q16参照	居住者等全員の各7日分以上の飲料水と食料の備蓄があること。 ※各1日分以上を防災備蓄倉庫内に備蓄していること。	☐ 飲料水と食料の備蓄リスト ☐ 防災備蓄倉庫内の写真 （飲料水と食料の備蓄総量が分かるもの） ※ 給水可能な蛇口付の受水槽などに飲料水を確保している場合 ☐ 受水槽等の写真 ※ 防災備蓄倉庫と各住戸の備蓄を合わせて実施している場合 ☐ 各住戸の備蓄量を確認できるリスト
4	浸水対策 P11 Q15参照 P13 Q23参照	国の「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」が示す浸水対策（P6参照）のいずれか1つ以上実施していること。  通常時 ■ 浸水対策の例 （建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン）	※ ハザードマップのシミュレーションにおいて浸水が想定されている場合 ☐ 浸水対策用の資機材、設備などの現況写真

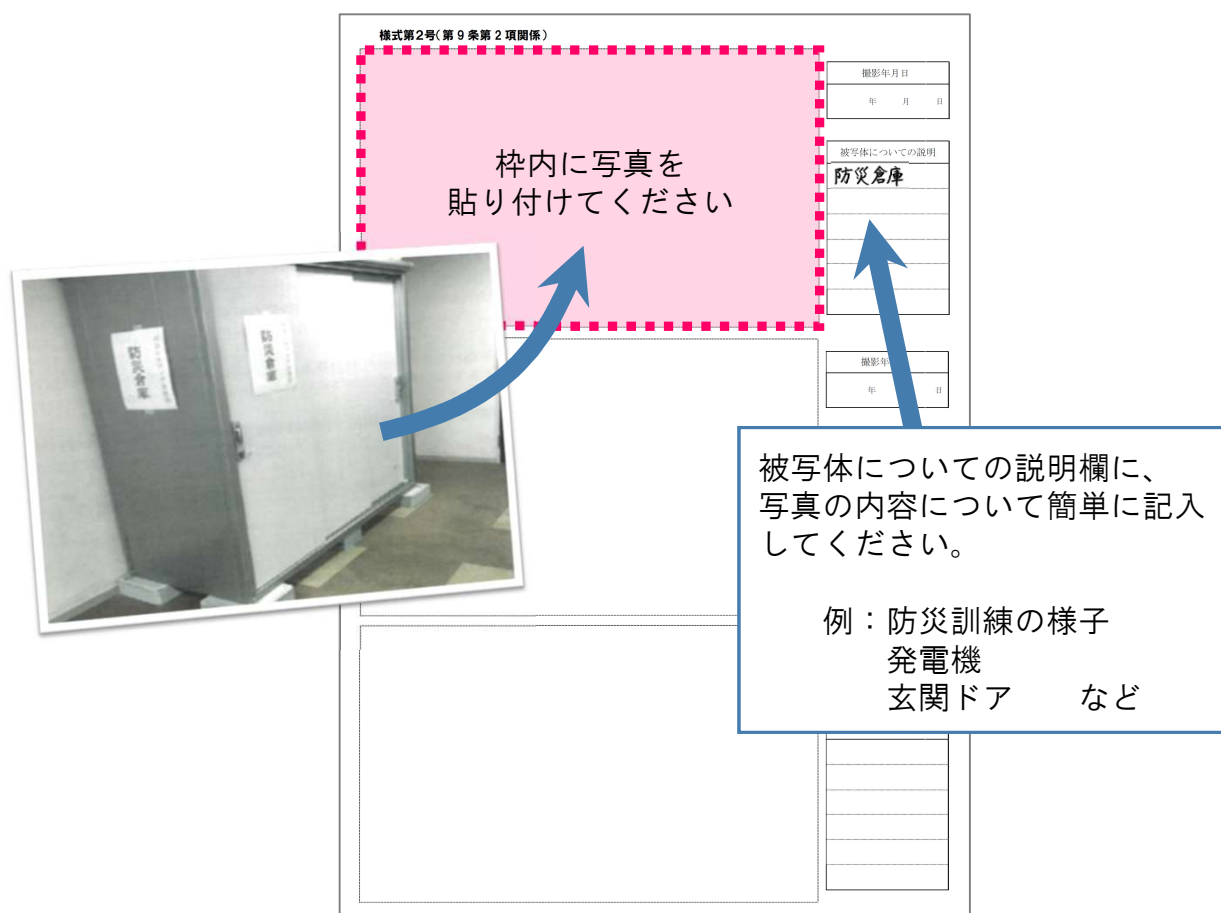
建築物における電気設備の浸水対策

別紙 2 浸水対策		企画・設計時～平時の対策
対策の目的・実施する箇所	① 浸水リスクの低い場所への電気設備の設置	・ 浸水リスクの低い場所への電気設備の設置
	② 対象建築物内への浸水を防止する対策 (水防ラインの設定等)	・ 出入口等のマウンドアップ ・ 止水板の配備 ・ 防水扉の設置 ・ 土嚢の設置準備 ・ からぼり周囲に塀を設置 ・ 換気口等の開口部の高い位置への設置
	(i) 対象建築物の出入口等における浸水対策	
	(ii) からぼりや換気口等の開口部における浸水対策	・ 排水設備を通じた下水道からの逆流防止措置（排水設備に立上り部・バルブの設置） ・ 建築物内に設けられた貯留槽からの浸水防止措置（流入防止バルブの設置、貯留槽の溢水防止措置）
	(iii) 排水・貯留設備における逆流・溢水対策	
	③ 水防ライン内において電気設備への浸水を防止する対策	・ 防水扉の設置等による防水区画の形成（防止扉の設置、電源引込み口や配管の貫通部等の止水処理）
	(i) 区画レベルでの対策	・ 電気設備の設置場所の嵩上げ等 ・ 耐水性の高い電気設備の採用
	(ii) 電気設備側での対策	
し電 場 設 備 の 取 組 み	(iii) 浸水量の低減に係る対策	・ 貯留槽の設置
	電気設備の早期復旧のための対策等	・ 建築物の所有者・管理者、電気設備関係者は、緊急時に備え、応急措置による復旧に備えた検討（代替キュービクルの手配・設置場所の検討等）を行っておくことが必要 ・ 連絡体制図、関係図面の整備

出典：建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン
（令和2年6月、国土交通省住宅局建築指導課、経済産業省産業保安グループ電力安全課）

写真を提出する方法

- 写真は、様式第2号（第9条第2項関係）に貼り付けて提出してください。
- A4サイズの用紙に直接カラー印刷した画像の提出でも構いません。その場合、画像のサイズはL版（標準的な写真サイズ、89mm×127mm）以上とし、画像の内容の説明を併記してください。



提出が必要な写真一覧

	ブロンズ	シルバー	ゴールド
防災訓練の写真	●	●	●
防災備蓄倉庫の現況写真	●	●	●
防災備蓄倉庫内の飲料水と食料の備蓄状況の写真	●	●	●
※ 受水槽等に飲料水の確保をしている場合 受水槽等の写真	●	●	●
防災備蓄倉庫内の災害用簡易トイレの備蓄状況の写真	●	●	●
発電機の写真	●	●	●
いずれか一戸の玄関ドアの現況写真	—	●	●
浸水対策用の資機材、設備などの現況写真	—	—	●

補助金制度のご案内

- 分譲マンションでお使いいただける補助金をご案内します。
- 詳しい内容については、お問合わせ先にお電話いただくか、ホームページでご確認ください。

名 称	内 容	お問い合わせ	ホームページ												
耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に工事に着手した市内の住宅の耐震診断に要した費用の3分の2を補助する制度です。 補助金の額 分譲マンション一戸あたり5万円まで (総額150万円まで)	建築安全課 建築指導係 ☎048-242-6344	耐 震 診 断 												
耐震改修補助金	地震に対して安全な構造となるよう改修するための費用の23%を補助する制度です。 補助金の額 分譲マンション一戸あたり30万円まで (総額300万円まで)	建築安全課 建築指導係 ☎048-242-6344	耐 震 改 修 												
既存ブロック塀等安全対策補助金	通学路に面する危険なブロック塀等の撤去および改修工事費の一部を所有者に対し補助する制度です。 補助金の額 撤去：30万円まで 改修：20万円まで	建築安全課 建築調査係 ☎048-242-6367	ブロック塀 												
自主防災組織活動補助金	防災意識の向上及び防災活動の推進並びに地域防災力の向上を図ることを目的として、市内の自主防災組織の運営に要する経費に対して補助金を交付する制度です。 補助金の額等 ※ 下表は一例です。 詳しくはお問合わせください。 <table border="1"> <tr> <td>結 成</td><td>資機材の購入及び倉庫の購入に係る経費</td><td>組織構成世帯数に250円を乗じた額に、組織割300,000円を加算した額以内で購入する資機材及び倉庫の合計額</td><td>80万円まで</td></tr> <tr> <td>資機材</td><td>資機材の購入及び点検整備に係る経費</td><td>購入する資機材の合計額の1/2</td><td>20万円まで</td></tr> <tr> <td>倉 庫</td><td>防災倉庫等の購入及び整備に係る経費</td><td>防災倉庫等を新規に整備する場合又は整備した防災倉庫等が7年を経過し更新整備する場合に係る経費の合計額の1/2</td><td>20万円まで</td></tr> </table>	結 成	資機材の購入及び倉庫の購入に係る経費	組織構成世帯数に250円を乗じた額に、組織割300,000円を加算した額以内で購入する資機材及び倉庫の合計額	80万円まで	資機材	資機材の購入及び点検整備に係る経費	購入する資機材の合計額の1/2	20万円まで	倉 庫	防災倉庫等の購入及び整備に係る経費	防災倉庫等を新規に整備する場合又は整備した防災倉庫等が7年を経過し更新整備する場合に係る経費の合計額の1/2	20万円まで	危機管理課 防災係 ☎048-242-6357	自主防災組織 
結 成	資機材の購入及び倉庫の購入に係る経費	組織構成世帯数に250円を乗じた額に、組織割300,000円を加算した額以内で購入する資機材及び倉庫の合計額	80万円まで												
資機材	資機材の購入及び点検整備に係る経費	購入する資機材の合計額の1/2	20万円まで												
倉 庫	防災倉庫等の購入及び整備に係る経費	防災倉庫等を新規に整備する場合又は整備した防災倉庫等が7年を経過し更新整備する場合に係る経費の合計額の1/2	20万円まで												

Q&A

Q1 認定の対象となるマンションは？

A 川口市内の既存の分譲マンションが対象です。
分譲前の新築マンションや、区分所有ではない賃貸マンションの申請はできません。

Q2 認定されるまで、何日くらいかかりますか？

A 申請書類の提出から認定証のお渡しまで、書類の訂正等がなければ、概ね2週間です。

Q3 写真は、写真用紙に現像したものでなければなりませんか？

A L判（89mm×127mm）と同等以上のサイズで印刷されていれば、コピー用紙にカラー印刷したものでも構いません。

Q4 申請は有料でしょうか？

A 無料です。

Q5 マンションを売る時に、認定を受けていることを不動産事業者の広告に掲載してもいいですか？

A 構いません。認定マークのデジタルデータをお渡ししますので、不動産事業者の広告の他、分譲マンションのホームページや総会資料などにご活用ください。

Q6 防災備蓄倉庫の設置や資機材の購入等の費用に対する補助金がありますか？

A 本制度に伴う補助金はありません。
なお、分譲マンション単独で自治会を結成している場合、要件を満たせば「川口市自主防災組織活動補助金」の申請ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 危機管理課 ☎048-242-6357



川口市自主防災組織活動補助金の詳細はこちら
(川口市危機管理課HP)

分譲マンションでお使いいただける補助金については、
P8 補助金制度のご案内 をご覧ください。

Q7**マンションに耐震性がありませんが、認定を受けられますか？****A**

昭和56年（1981年）に改正された建築基準法の耐震性の基準を満たさない場合、シルバー認定およびゴールド認定は受けられませんが、ブロンズ認定に限り認定を受けられます。ただし、耐震改修工事が計画されている必要があります。

Q8**エレベーターに、「地震時管制運転装置」が設置されているのかわかりません。****A**

建築基準法に基づくエレベーターの定期検査の「検査結果票」に「地震時管制運転装置」の欄がございますので、そちらでご確認いただけます。
なお、基準を満たすためには、検査結果が「指摘無し」となっている必要があります。

Q9**町会の自主防災組織にマンション班として加入しています。「防災組織を結成すること」という基準を満たしますか？****A**

満たしません。
「川口市マンション防災組織育成指導要綱」に基づく防災組織の結成が必要です。結成のお手続き等については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

危機管理課 ☎ 048-242-6357

Q10**「防災リーダー認定講習」、「マンション防災講習」について教えてください。****A**

「防災リーダー認定講習」とは、危機管理課で定期的に行っている市民向けの防災講座です。危機管理課ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

また、「マンション防災講習」につきましては、資料のご用意がございますので、初めて防災リーダー認定講習を受講する方は、申し込みをする際に「マンション防災講習」も受講したい旨をお伝えください。すでに防災リーダーの有資格者の方は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

危機管理課 ☎ 048-242-6357

防災リーダー認定講習の
詳細はこちら
(川口市危機管理課HP)

**Q11****「家具固定の普及啓発」とは、どのようなことですか？****A**

分譲マンションの居住者等に対して、チラシの回覧、掲示板への掲示、防災マニュアルへの記載などによって、地震対策としての家具固定の重要性や、具体的な方法等について周知していることです。周知のために使用したチラシ等をご提出ください。

Q&A

Q12

防災備蓄倉庫の面積や備蓄資機材等についての基準を教えてください。

A

防災備蓄倉庫は、次の①から④までの条件を全て満たすものとします。

- ① 備蓄品の出し入れが容易であること。
- ② 備蓄品の保存に適した場所に設置してあること。
- ③ 見やすい位置に「防災備蓄倉庫」である旨の表示がされていること。
- ④ 分譲マンションの状況に応じて防災活動に必要な資機材を整備していること。

資機材の例

救出用資機材：バール、ジャッキなど
救護用資機材：担架、救急箱、毛布など
水害対策用資機材：防水シート、止水板、土のうなど
その他の資機材：テント、投光器など

Q13

防災備蓄倉庫は、マンション内に専用の部屋として設置しなければなりませんか？物置でも認められますか？

A

Q12の①から④までの条件を全て満たすものであれば、物置でも問題ありません。
また、同条件を満たせば、階段下に備蓄しているなど、分譲マンション内の空きスペースに備蓄している場合や、他の物品を収納している倉庫と兼ねている倉庫でも結構です。

Q14

Q13の物置について、大きさや材質などの基準はありますか？

A

特段ございません。

Q15

「浸水想定水位」とは何ですか？

A

川口市が提供する「防災本」に掲載されている、洪水時に想定される水の深さのことです。
なお、浸水3mは2階の床下まで、浸水5mは2階の天井まで水没する深さです。



「防災本」はこちら
(川口市危機管理課HP)

Q16 1日分の飲料水や食料とは、どのくらいの量ですか？

A

飲料水の1日分の目安については、一人あたり3リットルです。

食料の1日分の目安については、一人あたり3食分です。

食料1食分の具体的な量に基準はありませんが、農林水産省が発行する「災害時に備えた食品ストックガイド」および「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」などを参考に、管理組合内で話し合い、備蓄してください。



災害時に備えた食品
ストックガイドの
詳細はこちら
(農林水産省HP)

Q17 災害用簡易トイレとは、どのようなものですか？

A

洋式トイレに設置する便袋タイプのものを指します。

その他のタイプを備蓄されている場合は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 危機管理課 ☎048-242-6357

Q18 非常用の発電機の台数や出力に基準はありますか？

A

台数や出力に基準は特にありません。

なお、夜間の救出活動用の照明用として考えると、1000W程度以上の出力を推奨いたします。

Q19 防災訓練は、例年、書面開催としていますが、認められますか？

A

認められません。

新型コロナウイルス対策等やむを得ない場合を除いて実施原則となります。

Q20 「地域の指定避難所」とは何ですか？

A

町会・自治会ごとに割り当てられている避難所のことで、最寄りの小中高等学校等が指定避難所となっています。※避難される住民の方に対して、避難先を割り当てているわけではなく、あくまでも町会・自治会の方が運営に携わる避難所の割り当てということです。

指定避難所が分からない場合は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 危機管理課 ☎048-242-6357

Q&A

Q21

「地域の指定避難所との連携」とは、どのようなことを実施していればよいのでしょうか？

A

下記の①または②のいずれかを実施していることが条件です。

- ① 自治会として、指定避難所の運営会議に参加していること
- ② 分譲マンションが属する地域の町会の指定避難所等に関する話し合いに参加し、指定避難所等におけるマンションの協力体制を確認していること

Q22

「洪水時の一時緊急避難施設の協定」とは、何ですか？

A

避難が遅れた人や支援が必要な人が、一時的に避難できる建物です。市と協定を結んだマンションや大型商業施設が対象です。

指定条件は下記4点です。

- ① 鉄筋または鉄骨鉄筋コンクリート造り
- ② 受け入れ可能場所が3階（高さ9m程度）以上
- ③ 耐震性があること
- ④ 終日、一時的に避難者の受け入れが可能であること



洪水時の一時緊急避難施設の
協定の詳細はこちら
(川口市危機管理課HP)

Q23

「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」とはどのようなものですか？

A

マンション等における電気設備の浸水対策や、浸水発生時にとりうる早期復旧対策等について具体的に示したガイドラインで、令和元年東日本台風による浸水被害の発生を受けて、国土交通省と経済産業省が取りまとめたものです。

具体的には、以下のような取り組みが示されています。

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 電気設備を上階に設置 | ⑥ 管の立ち上げ |
| ② 床面のかさ上げ | ⑦ 防水扉の設置 |
| ③ 止水板の設置 | ⑧ 浸水防止カバーの設置 |
| ④ 土嚢の設置 | ⑨ 貯留槽の設置 |
| ⑤ 塀の設置 | |



電気設備の浸水対策
ガイドラインの
詳細はこちら
(国土交通省HP)

更新のお手続き

- 認定の有効期間は**2年間**です。
- 更新を希望される場合、認定ランクに応じた報告書に、必要な提出資料（下表参照）を添え、住宅政策課（鳩ヶ谷庁舎4階）に提出してください。



【ブロンズ認定】

更新用の報告書はこちら



	更新時の提出書類	✓ 欄
1	防災組織規約等の写し	
2	防災リーダー認定状況報告書（様式第3号）	
3	防災訓練の様子が分かる写真	
4	防災訓練に関する資料（訓練の案内チラシ、配布資料など）	
5	家具固定の普及啓発を行っていることが分かる資料（掲示物、チラシなど）	
6	防災備蓄倉庫の現況写真	
7	飲料水と食料の備蓄状況が分かる防災備蓄倉庫内の写真	
8	（給水可能な蛇口付の受水槽などに飲料水を確保している場合）受水槽等の写真	
9	災害用簡易トイレの備蓄状況が分かる防災備蓄倉庫内の写真	
10	非常用の発電機の写真	
11	（認定（更新）時に耐震改修工事の計画に関する書類を提出した場合）次の①～③のいずれか1点 ① 耐震改修促進法第17条3項の規定に基づく認定書及び認定に基づく改修工事に関する工事契約書の写し※ ② 耐震改修促進法第22条に基づく認定書※ ③ 耐震改修工事の計画に関する書類※ ※またはこれに準ずるものとして市長が認めるものに関する書類	



[シルバー認定]

更新用の報告書はこちら



	更新時の提出書類	✓ 欄
1	防災組織規約等の写し	
2	防災リーダー認定状況報告書（様式第3号）	
3	防災訓練の様子が分かる写真	
4	防災訓練に関する資料（訓練の案内チラシ、配布資料など）	
5	家具固定の普及啓発を行っていることが分かる資料（掲示物、チラシなど）	
6	防災備蓄倉庫の現況写真（シルバー認定基準の防災備蓄倉庫の垂直位置を選択した場合は防災備蓄倉庫が設置されている階数を余白又は裏面に付記）	
7	（シルバー認定基準の飲料水と食料を選択する場合）防災備蓄倉庫内の飲料水と食料の備蓄リスト	
8	飲料水と食料の備蓄状況が分かる防災備蓄倉庫内の写真	
9	（給水可能な蛇口付の受水槽などに飲料水を確保している場合）受水槽等の写真	
10	（シルバー認定基準の飲料水と食料を選択し、飲料水と食料に関し防災備蓄倉庫と各住戸の備蓄を合わせて実施している場合）各住戸の飲料水と食料の備蓄量を確認できるリスト	
11	災害用簡易トイレの備蓄状況が分かる防災備蓄倉庫内の写真	
12	（シルバー認定基準の災害用簡易トイレを選択する場合）防災備蓄倉庫内の災害用簡易トイレの備蓄リスト	
13	（シルバー認定基準の災害用簡易トイレを選択し、災害用簡易トイレに関し防災備蓄倉庫と各住戸の備蓄を合わせて実施している場合）各住戸の災害用簡易トイレの備蓄量を確認できるリスト	
14	非常用の発電機の写真	
15	（シルバー認定基準の地域の防災訓練を選択する場合）近隣地域等の防災訓練に参加したことが分かる書類	
16	（シルバー認定基準の地域の指定避難所運営を選択する場合）避難所運営マニュアル（防災組織の組織図）	



[ゴールド認定]

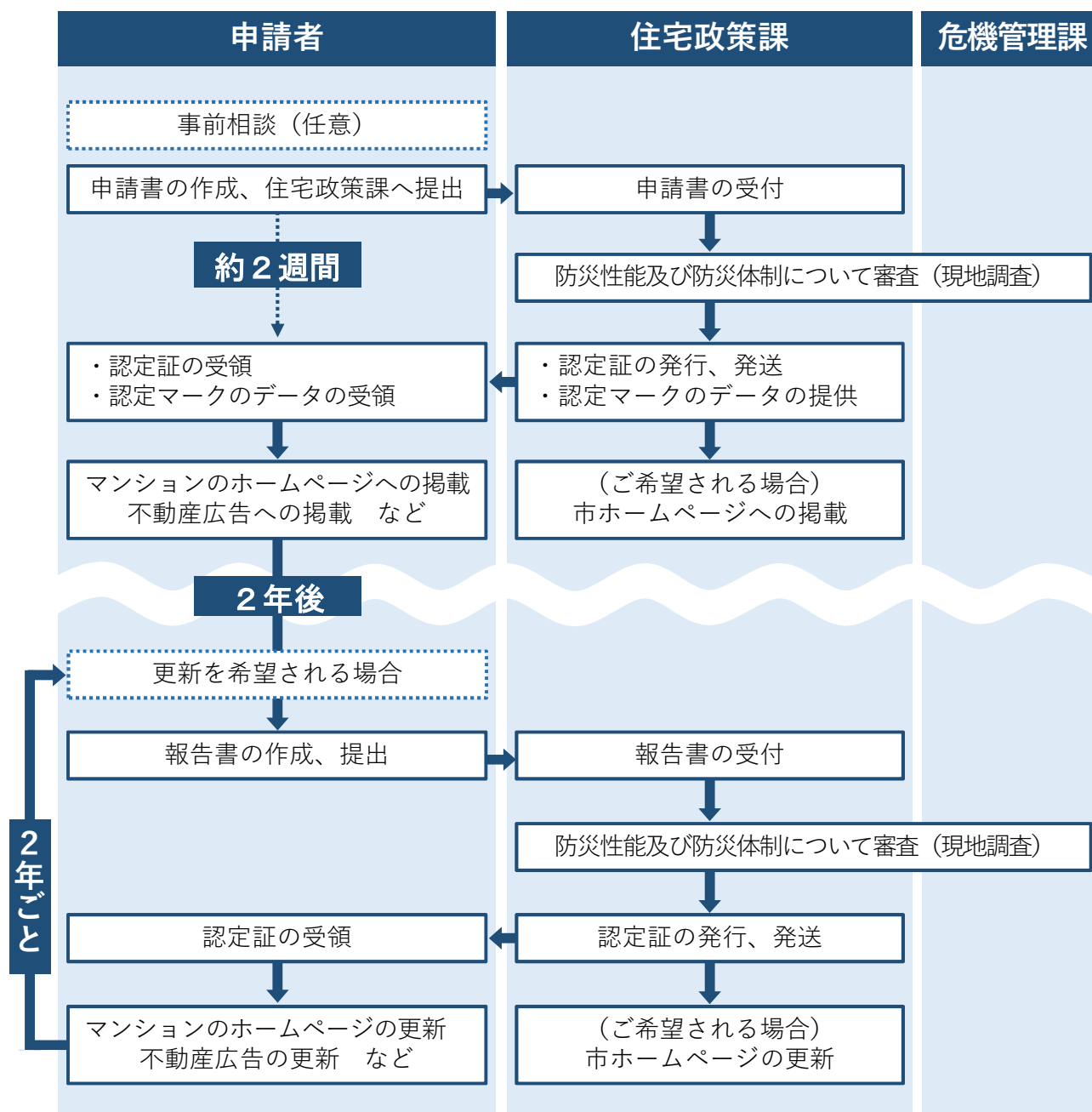
更新用の報告書はこちら



	更新時の提出書類	✓ 欄
1	防災組織規約等の写し	
2	防災リーダー認定状況報告書（様式第3号）	
3	防災訓練の様子が分かる写真	
4	防災訓練に関する資料（訓練の案内チラシ、配布資料など）	
5	家具固定の普及啓発を行っていることが分かる資料（掲示物、チラシなど）	
6	防災備蓄倉庫の現況写真（シルバー認定基準の防災備蓄倉庫の垂直位置を選択した場合は防災備蓄倉庫が設置されている階数を余白又は裏面に付記）	
7	防災備蓄倉庫内の飲料水と食料の備蓄リスト	
8	飲料水と食料の備蓄状況が分かる防災備蓄倉庫内の写真	
9	（給水可能な蛇口付の受水槽などに飲料水を確保している場合）受水槽等の写真	
10	（飲料水と食料に関し防災備蓄倉庫と各住戸の備蓄を合わせて実施している場合）各住戸の飲料水と食料の備蓄量を確認できるリスト	
11	災害用簡易トイレの備蓄状況が分かる防災備蓄倉庫内の写真	
12	（シルバー認定基準の災害用簡易トイレを選択する場合）防災備蓄倉庫内の災害用簡易トイレの備蓄リスト	
13	（シルバー認定基準の災害用簡易トイレを選択し、災害用簡易トイレに関し防災備蓄倉庫と各住戸の備蓄を合わせて実施している場合）各住戸の災害用簡易トイレの備蓄量を確認できるリスト	
14	非常用の発電機の写真	
15	（シルバー認定基準の地域の防災訓練を選択する場合）近隣地域等の防災訓練に参加したことが分かる書類	
16	（シルバー認定基準の地域の指定避難所運営を選択する場合）避難所運営マニュアル（防災組織の組織図）	

お手续の流れ

- 申請の前に、マンションの防災性能又は管理組合の防災体制に関して、建築基準法または消防法上の是正指導を受けていないことをご確認ください。
- もし是正指導を受けている場合、その指導に基づく是正を全て完了してから申請してください。



お問い合わせ

- 川口市 都市計画部 住宅政策課 ☎ 048-229-7805
- 川口市 危機管理部 危機管理課 ☎ 048-242-6357